



お知らせ

春の全国交通安全運動

交通安全意識を高め、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践により、交通事故を防止するため、春の全国交通安全運動を実施します。

日 4月15日(火)まで
スローガン 危ないよ スマホばかり 見てる君
サブスローガン 手をあげて 気づいてもらおう 小さな体

運動重点

- ・こどもをはじめとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保と正しい横断方法の実践
- ・歩行者優先意識の徹底とながら運転等の根絶やシートベルト・チャイルドシートの適切な使用の促進
- ・自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底

問 県警察本部交通企画課(☎027-243-0110)

6月2日は自動車税(種別割)の納期限です

自動車税(種別割)は、毎年4月1日現在、運輸支局に登録のある自動車の所有者に課税されます。5月上旬に送付される納税通知書により、納期限までに納めてください。

納期限 6月2日(月)

納税場所 県内金融機関、「地方税統一QRコード」対応の全国の金融機関、郵便局、県自動車税事務所、県行政県税事務所、コンビニなど

他 「地方税お支払サイト」からクレジットカードで、また同サイトに掲載されているスマホアプリから地方税統一QRコードを読み込むことで24時間いつでもキャッシュレス納税が可能です。詳しくは**HP**をご覧ください

※現在、口座振替やキャッシュレス納税を利用している人に、継続検査用納税証明書を送付していますが、8年度から送付を廃止する予定です

問 県自動車税事務所(☎027-263-4343)、県行政県税事務所

※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です



県庁舎などの一般開放を休止します

電気設備の集中点検などのため、県庁舎などの一般開放を休止します。

日 4月19日(土)、20日(日)
対象施設 県庁舎、議事庁舎、昭和庁舎、県民駐車場(いずれも前橋市

大手町)

問 県庁財産有効活用課(☎027-226-2125)

尾瀬の交通規制

交通安全と自然環境の保護のため、尾瀬周辺地域への自家用車などの乗り入れを規制します。入山する人は注意してください。

日 4月18日(金)午前10時～11月4日(火)午後2時

区間 津奈木^{うなぎ}～鳩待峠^{はとまちとうげ}

対 次の車両を除く全ての車両(オートバイを含む)

- ・乗り合いバス
- ・乗り合いタクシー
- ・タクシー
- ・ハイヤー
- ・マイクロバス(定員11人以上29人以下で車両の長さ7[㍎]以下)

他 戸倉地区から鳩待峠口までは乗り合いバスや乗り合いタクシーをご利用ください

問 県庁自然環境課(☎027-226-2881)



残雪期の至仏山登山道の閉鎖

尾瀬国立公園内の至仏山登山道は、登山者の危険防止と希少植物の保護のため、残雪期である以下の期間は閉鎖します。

日 5月7日(水)～6月30日(月)
※積雪の状況により変更になる場合があります

区間 山ノ鼻^{はとまちとうげ}～至仏山頂^{こしぶつ}～小至仏山

※鳩待峠から笠ヶ岳^{かさ が たけ}に向かう道は、閉鎖区間を通るため通行できません

問 県庁自然環境課(☎027-226-2881)、尾瀬保護財団(☎027-220-4431)

春山における山岳遭難防止

春山は、麓は暖かくても登山道に雪が残っていたり、天候が急変して雪が降ったりすることがあります。事前の情報不足や装備不足が遭難につながります。安全を優先した登山をするために、次の点に注意しましょう。

- ・自身の体力、技術、経験に応じた山を選び、無理のない行程にする
- ・防寒着、アイゼン、発煙筒、非常食など登る山に適した装備を用意する
- ・事前に天気を確認し悪天候が予想される場合や、体調不良の場合は、登山を中止する
- ・単独登山は避け、複数人で登山をする

- ・必ず登山届を提出する
- ・雪崩の危険性の高い状況や場所は避け、危険とを感じる場合は引き返す

・もしもの場合に備え、家族や職場などに登山行程を伝えるとともに、携帯電話やモバイルバッテリー、ヘッドライトを必ず携行する

問 県警察本部地域課(☎027-243-0110)

特別弔慰金の請求受け付けが始まります

戦争で亡くなられた軍人、軍属などの遺族に対し、国債により支給する特別弔慰金の請求受け付けが始まります。

国債の名称 第12回特別弔慰金国庫債券

支給内容 額面27万5千円

支給対象者 戦没者などの死亡当時の遺族で、7年4月1日現在、公務扶助料や遺族年金などを受け取る人がいない場合に、次の順序による先順位の遺族一人

- (1) 7年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した人
- (2) 戦没者などの子
- (3) 戦没者の死亡当時に生計を共にしていた父母、孫、祖父母、兄弟姉妹
- (4) (3)以外の父母、孫、祖父母、兄弟姉妹
- (5) (1)～(4)以外の3親等内の親族

請求手続先 お住まいの市役所・町村役場

問 県庁地域福祉課(☎027-898-3564)

ぐんまDX技術革新補助金・ぐんま技術革新チャレンジ補助金を利用してみませんか

県内中小企業者の新製品・新技術・新サービスの開発を支援するため、研究開発費の一部を補助します。

【ぐんまDX技術革新補助金】

内・対 デジタル技術を活用した製品・技術・サービスの開発、地域課題の解決に向けた研究開発

補助限度額 1件当たり500万円以内

補助率 補助対象経費の2分の1以内

【ぐんま技術革新チャレンジ補助金】

内 県と県内の市町村が連携して、新技術・新製品の研究開発を支援

対 共同実施市町村に主たる事業所がある中小企業者

補助限度額 1件当たり80万円以内

補助率 補助対象経費の2分の1以内(小規模事業者は5分の4以内)

【共通事項】

受 5月9日(金) 午後5時まで

申請方法 所定の申請用紙

申請用紙入手先 **HP**

他 募集案内など詳しくは、**HP**をご覧ください

問 県庁地域企業支援課(☎027-226-3352)

多面的機能支払交付金を利用してみませんか

農地周りの草刈りや水路の泥上げなど、普段皆さんで行っている農地の保全活動などへの交付金制度です。

県内には農業者複数人で立ち上げた組織の他、水利組合や自治会などが中心となって立ち上げた組織など、290以上の組織がこの交付金を活用し、活動をしています。

【交付額(例：農地維持活動)】

・田…3千円/10[㍎]

・畑…2千円/10[㍎]

他 取り組む活動内容によって交付額が異なります。詳しくはお住まいの市役所・町村役場の農政担当窓口にお問い合わせください

申・問 県庁農村整備課(☎027-226-3157)



地域住民も参加する水路の泥上げ

勤労者教育資金・失業者緊急教育資金が利用できます

県内に居住する勤労者およびその子弟、または失業者などの子弟が、高等学校や大学などの教育施設に進学・就学する際に必要な資金を融資します。

【勤労者教育資金】

融資限度額 200万円

融資利率 年1.7%(別途保証料0.4%が必要)

【失業者緊急教育資金】

融資限度額 100万円

融資利率 年1.2%(別途保証料0.4%が必要)

【共通事項】

資金使途

- ・高等学校・大学などに納付する費用(入学金、授業料など)
- ・就学に必要な資金(部屋の賃借にかかる費用など)

対 県内に1年以上居住し、同一事業所に1年以上勤務している人など

申 中央労働金庫県内各支店

他 詳しくは**HP**をご覧ください

問 前記申込先、県庁労働政策課(☎027-226-3402)

ひとり親家庭の養育費や就業などの相談を受け付けています

ひとり親家庭の親などの養育費に関する相談や、就業による自立を促進するため、求人情報の提供などの就業支援を行っています。

対 県内在住のひとり親家庭の母・父・20歳未満の子どもおよび寡婦